

(新制度園) 認定判定用フローチャート

あなたは、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・認定こども園に「1号認定(教育標準時間)」でお子さんを通わせる墨田区民ですか？

はい

いいえ

現在、「預かり保育*」を利用していますか？
(今後、利用する予定がありますか？)

*在籍園の預かり保育、認可外保育施設等(認証保育所、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートの預かりを含む) 補助対象となるかは施設に要確認

・墨田区民の方は、墨田区子ども施設課保育係(03-5608-1583)までお問合せください。
・墨田区民以外の方は、お住まいの自治体までお問合せください。

はい

いいえ

「保育の必要性の要件*」に該当しますか？

*両保護者の就労(月48時間以上)、妊娠・出産等(詳細は右欄及び別紙参照)

保育の必要性の要件

- ・就労(月48時間以上)
- ・妊娠・出産
- ・疾病・負傷
- ・障害
- ・介護・看護
- ・求職活動
- ・就学・職業訓練
- ・保護者不存在
- ・災害復旧
- ・虐待・DV等

はい

いいえ

「満3歳児*クラス」に在籍していますか？

*3歳の誕生日を迎えた後、次の3/31までの間にあるお子さん(園則に定員の定めのある園のみ)。誕生日を迎える前から在籍している場合、誕生月から該当になります。

いいえ、3~5歳児クラスです

はい

「住民税非課税世帯」に該当しますか？

いいえ

はい

新3号認定

新2号認定

新たな認定は不要

新2・3号認定の方は、「施設等利用給付認定申請書」のほか、「保育の必要性の要件に該当することを証明する書類」(就労証明書など)の提出が必要です(詳細は別紙参照)

以前に認可保育施設に申込みをしており、旧2・3号認定を受けている場合でも、現況確認が必要となるため、新2・3号認定の申請をお願いします。

提出が必要な書類はありません